

渋川市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市区域内の字区域を別紙変更調書のとおり告示する。

なお、この字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項に規定する換地処分公告があつた日の翌日から生じる。

平成19年7月27日

渋川市長 木 暮 治 一

この謄本は、渋川市告示第103号の原本と相違ないことを証明する

平成19年12月26日

渋川市長 木 暮 治



変 更 調 書

大 字	字	地 番
行幸田	①尻谷	1 4 5 7の一部、1 4 6 0の一部、1 6 5 7の一部、 1 6 5 8の一部、1 6 6 1の一部、1 6 6 2の1、 1 6 6 2の2の一部、1 6 6 2の3の一部
	②八本松	1 4 8 2の4の一部、1 9 2 3の1 3の一部、 1 9 2 3の1 5から1 9 2 3の1 7までの各一部、 1 9 2 3の1 9の一部、1 9 2 3の2 0の一部、 1 9 2 3の2 6、1 9 2 7の3の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を大字行幸田字城山に変更する。

大 字	字	地 番
行幸田	③城山	1 6 5 2の一部、1 6 5 3、1 6 5 4の2、 1 6 5 4の3の一部
	④尻谷	1 4 5 6の1の一部、1 4 5 9の一部、1 4 6 1の一部、 1 6 5 7の一部、1 6 5 8の一部、 1 6 6 0の2の一部、 1 6 6 4の1の一部、1 6 6 4の2の一部
	⑤八本松	1 9 2 3の2 0の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を大字行幸田字田之窪に変更する。